

紀州っ子健やかプラン2020(案)に対するパブリックコメント及び回答

該当頁	御意見(要旨)	回答案
<p>P 5 2 5 3  P 5 7 5 8</p>	<p>「喫煙」「禁煙」「たばこ」などにかかり触られています</p> <p>1. 子ども(及び胎児・妊婦)の受動喫煙の危害防止の具体策が望まれるように思います。(これは子ども・子育て支援・応援上も、とても重要なはずです)。</p> <p>改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの子どもら(及び胎児・妊婦)の受動喫煙防止が必要では。</p> <p>兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。</p> <p>子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を本プランの施策、あるいは県受動喫煙防止条例制定等で盛り込むようお願いいたします。</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。</p> <p>2. 子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠です。</p> <p>3. 禁煙治療費の助成 (特に子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の) 「健康づくりや子ども支援基金」の新設(埼玉県では「健康づくり基金」にタバコ地方税収入額の5%を充てています)もご検討ください。</p> <p>4. 一方で、子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠で、この対策が無いことには、子どもや青少年への説得力に欠けるので、重点化や強調をよろしく願います。</p> <p>5. 受動喫煙ゼロを目指す条例制定は、子らを含め市民・県民の健康に多大の貢献をし、医療費削減効果も大ですし、費用対効果からも優れています。受動喫煙防止条例の制定は、「紀州っ子健やかプラン」にも多大の効果をもたらすことでしょう。是非に進めてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>受動喫煙対策については、紀州っ子健やかプラン2020(案)における重要な取組の一つとして、記載しています。子供(及び胎児・妊婦)の受動喫煙による危害防止のため、市町村と連携し、今後も母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等実施時に、パンフレットを配布するなど、受動喫煙防止の啓発を行ってまいります。</p> <p>また、令和2年4月に健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されますが、引き続き、県民に改正法の趣旨等を十分に周知し、制度が理解されるよう努めてまいります。</p>